

臓器提供者(ドナー)適応基準

2011年3月15日現在

	心臓	心肺同時	肺	脾臓(脳死下)	脾臓(心停止下)	肝臓	腎臓	小腸
1 右記の疾患又は状態を伴わないこととする。	(1)全身性の活動性感染症(注1-1、注1-2) (2)HIV抗体、HTLV-1抗体、HBs抗原、HCV抗体などが陽性 (3)クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)及びその疑い(注1-3) (4)悪性腫瘍(原発性脳腫瘍及び治癒したと考えられるものを除く。)					(1)全身性の活動性感染症(注1-1、注1-2) (2)HIV抗体、HTLV-1抗体、HBs抗原などが陽性 (3)クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)及びその疑い(注1-3) (4)悪性腫瘍(原発性脳腫瘍及び治癒したと考えられるものを除く。)		
2 右記の疾患又は状態を伴う場合には、移植の適応を慎重に検討する。	(1)心疾患の既往 (2)心電図、心エコー図などによる心疾患の所見 (3)大量のカテコラミン剤の使用 (例:ドパミン10μg/kg/minにても血行動態の維持が困難な場合)			(1)細菌感染を伴う腹部外傷 (2)脾臓の機能的又は器質的障害 (3)糖尿病の既往	(4)一過性の心停止 (5)低血圧 (6)低酸素血症 (7)無尿 (8)高Na血症 (9)ノルアドレナリンや15μg/kg/分以上のドーパミンの投与 (10)脾機能、肝機能の異常値	(1)病理組織学的な肝臓の異常 (2)生化学的肝機能検査の異常 (3)1週間以内の腹部、消化管手術及び細菌感染を伴う腹部外傷 (4)胆道系手術の既往 (5)長期の低酸素血症 (6)高度の高血圧 (7)長期の低血圧 (8)HCV抗体陽性 (9)HBc抗体陽性 (10)先天性の代謝性肝疾患の保有の可能性がある者 (11)重度糖尿病、過度の肥満、重症熱傷その他の重度の全身性疾患	(1)血液生化学、尿所見等による器質的腎疾患の存在 (2)HCV抗体陽性	(1)小腸疾患又はその既往 (2)細菌感染を伴う腹部外傷 (3)HCV抗体陽性
	臨床的に肺疾患が存在する場合							
		肺の機能が良好であることが望ましい。 (1)肺コンプライアンスが保たれている(注2) (2)肺の酸素化能が維持されている(注3)				備考(注4)		
3 望ましい年齢	50歳以下	50歳以下	70歳以下	60歳以下			70歳以下	60歳以下
付記 上記の基準は適宜見直されること。								

注1-1:「ウエストナイル熱・脳炎」の取り扱い

(1)臓器あっせん機関は、臓器提供施設の医師に臓器提供者が4週間以内の海外渡航歴があるかを確認し、渡航歴がある場合にはPCR検査及びウエストナイルウイルスIgM検査等を行い、ウエストナイルウイルス陽性でないことを確認する。ウエストナイルウイルス陽性でないことが確認されない場合には、当該提供者の臓器を移植に用いない。

(2)陽性とならなかった場合においても、臓器のあっせん機関は、移植医が患者に対して移植に伴う感染のリスクを十分説明するよう促すこと。

注1-2:「狂犬病」の取り扱い

(1)臓器あっせん機関は、臓器提供者の過去7年以内の海外渡航歴、及び海外における哺乳動物による咬傷等の受傷歴を確認し、海外渡航歴及び受傷歴のある場合には、移植医に対して、狂犬病及び移植に伴うその感染リスク等について、患者に対して十分に説明するよう促すこと。

(2)上記(1)の場合において移植が行われたときは、臓器のあっせん機関は、移植医に対して狂犬病の発症に関する患者のフォローアップを十分行うよう促すこと。

注1-3:「ヒト胎盤エキス(プラセンタ)注射剤」の取り扱い

(1)臓器あっせん機関は、ヒト胎盤エキス(プラセンタ)注射剤の使用歴を有する者からの臓器の提供は、原則として見合わせる。ただし、当分の間、当該レシピエント候補者がvCJD並びに移植に伴うその感染リスク及び移植後の留意点について、移植医から適切な説明を受けた上で当該臓器提供者からの臓器の提供を受ける意思を明らかにしている場合にあってはこの限りではない。

(2)上記(1)の場合において移植が行われたときは、臓器のあっせん機関は、移植医に対してvCJDの発症に関する当該レシピエントのフォローアップを十分行うよう促すこと。

注2:最大気道内圧<30cmH2O(1回換気量15ml/kg、PEEP=5cmH2Oの条件下)

注3:PaO2>300Torr(FIO2=1.0、PEEP=5cmH2Oの条件下)又は

PaO2/FIO2>250~300Torr(PEEP=5cmH2Oの条件下)

注4:摘出されたドナー肝については、移植前に肉眼的、

組織学的に観察し、最終的に適応を検討することが望ましい

(移植担当医の判断に委ねる)。

ドナー適応判断の際の問診 国・地域

社団法人日本臓器移植ネットワーク

疾患	対象国	渡航歴		見解	厚生労働省通達
		通算滞在歴	滞在期間		
クロイツフェルト・ヤコブ病	A-① イギリス	1ヶ月以上 (1996年まで)	1980年～ 2004年	左に掲げる欧州渡航歴を有する者からの臓器の提供は原則として見合わせるものの、移植医療における緊急性、代替性等にかんがみ、当面の間、欧州渡航歴を有する場合であっても、臓器あっせん機関は、レピドント候補者の検索を行うこととし、当該レピドント候補者が変異型クロイツフェルト・ヤコブ病並びに移植に伴うその感染リスク及び移植後の留意点について移植医から適切な説明を受けた上で、当該臓器提供者からの臓器の提供を受ける意思を明らかにしている場合にあってはこの限りではない。	平成15年11月12日 健発第0207009号改訂 平成17年6月20日 健発第0620003号改訂 平成22年1月27日 健発第0127第1号改訂
		6ヶ月以上 (1997年から)			
	A-② アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、サウジアラビア	6ヶ月以上			
	A-③ スイス	6ヶ月以上			
	B-① オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルグ	5年以上			
B-② アイスランド、アルバニア、アンゴラ、クロアチア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セルビア、モンテネグロ、チェコ、パチカン、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ホスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア	5年以上				
ウエストナイル熱・脳炎	海外全域	提供前4週間以内		渡航歴のある場合にはPCR検査及びIgM検査を行い、ともに陽性でないことを確認する。 陽性でないことが確認できない場合は移植に用いないこと。	平成15年7月1日 健発第0701003号 平成16年12月2日 健発第1202007号改訂 平成18年10月25日 健発第1025003号
重症急性呼吸器症候群 (Severe Acute Respiratory Syndrome; SARS)	WHOが公表したSARSの伝播確認地域 (平成16年11月末現在はありません)	提供前3週間以内		①渡航歴・滞在歴がある場合は、臓器等は移植に用いないこと。 ②疑い例:完全回復し、治療後1ヶ月間は移植に用いないこと。 ③可能性例:完全回復し、治療後3ヶ月間は移植に用いないこと。	平成15年5月19日 健臓発第0519001号
狂犬病	海外全域	提供前7年以内		海外渡航歴、及び海外における哺乳動物による咬傷等の受傷歴を確認 ①渡航歴・受傷歴があった場合は、移植医に対して、狂犬病及び移植に伴うその感染リスク等について、患者に対して十分に説明するよう促すこと。 ②移植が行われたときは移植医に対して狂犬病の発症に関する患者のフォローアップを十分行うよう促すこと。	平成17年6月29日 健発第0629002号

(平成23年3月31日現在)